

社会福祉法人旭市社会福祉協議会役員等報酬・費用弁償 に関する規程

平成17年 7月11日規程第 7号
改正 平成29年 1月30日規程第 4号
改正 平成29年12月 4日規程第11号
改正 令和 7年12月19日規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関して定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程による役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 第三者委員
- (5) 心配ごと相談員
- (6) 地区社会福祉協議会役員
- (7) その他会長が委嘱した者

(報酬の額)

第3条 本会の役員等に対して、報酬は支給しない。

(費用弁償の額)

第4条 役員等が次の各号に掲げる業務等に従事した場合は、費用弁償として2,000円を支給する。

- (1) 役員等が会長の招集する会議等に出席したとき
- (2) 第三者委員が苦情解決業務に従事したとき
- (3) 心配ごと相談員が相談業務に従事したとき
- (4) 役員等が法人業務のための行動をしたとき

(費用弁償及び旅費)

第5条 役員等の交通費の実費が前条の費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人旭市社会福祉協議会役職員等の旅費規程（平成17年社会福祉法人旭市社会福祉協議会規程第7号）を準用し、旅費を支払うことができる。この場合、費用弁償は行わない。

(公表)

第6条 本会は、本規程を社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項については、会長が別に定め
ものとする。

附 則

この規程は、平成17年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月19日から施行する。